

令和3年度病床機能報告 報告様式1【病院】

① 基本票

1. 貴院名				
2. ID(送付状に記載の8桁コード)				
3. 医療機関住所		〒	-	
4. 報告担当者	氏名(漢字)			
	氏名(ひらがな)			
	部署名			
	連絡先	電話番号	市外局番	-
		FAX番号	市外局番	-
		e-mail		@
<p>5. 病棟コード・病棟名【貴院において、令和3年7月1日時点で一般病床・療養病床を有する全ての入院病棟の病棟コード及び名称を入力してください。】</p> <p>※病棟の単位は、各病棟における看護体制の1単位をもって病棟として取り扱うものとします。特定入院料を算定する治療室・病室については、当該施設基準の要件を満たす体制の1単位をもって病棟として取り扱うものとします。 (特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料4、地域包括ケア入院医療管理料1～4を算定する場合は除く。)</p> <p>※同じ病棟名の病棟が存在する場合、病棟名に連番を付して区別してください。</p> <p>※病棟コードは、電子レセプトにより診療報酬請求を行っている病院であって、令和3年6月診療分であって令和3年7月審査分の入院レセプトに一般病床または療養病床の入院に係る「病棟コード」を記録頂いた場合、電子レセプトに記録頂いた病棟コード(「1906*****」の9桁コード)をご記入ください。 上記以外の医療機関・病棟は、以下の病床機能報告制度ホームページに掲載されている「病床機能報告に関する電子レセプト作成の手引き」をはじめとする通知及びマスターファイル等ご参照のうえ、病棟コード(「1906*****」の9桁コード)を選定しご記入ください(ただし、電子レセプトに記録していない場合であって休棟中等の場合、病棟コードの5桁目を「5」とすることは可とします)。 www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html (厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療>病床機能報告)</p>				
病棟No.	病棟コード		病棟名	
病棟No.1	1	9	0	6
病棟No.2	1	9	0	6
病棟No.3	1	9	0	6
病棟No.4	1	9	0	6
病棟No.5	1	9	0	6
病棟No.6	1	9	0	6
病棟No.7	1	9	0	6
病棟No.8	1	9	0	6
病棟No.9	1	9	0	6
病棟No.10	1	9	0	6

病棟No.11	1 9 0 6		
病棟No.12	1 9 0 6		
病棟No.13	1 9 0 6		
病棟No.14	1 9 0 6		
病棟No.15	1 9 0 6		
病棟No.16	1 9 0 6		
病棟No.17	1 9 0 6		
病棟No.18	1 9 0 6		
病棟No.19	1 9 0 6		
病棟No.20	1 9 0 6		
病棟No.21	1 9 0 6		
病棟No.22	1 9 0 6		
病棟No.23	1 9 0 6		
病棟No.24	1 9 0 6		
病棟No.25	1 9 0 6		
病棟No.26	1 9 0 6		
病棟No.27	1 9 0 6		
病棟No.28	1 9 0 6		
病棟No.29	1 9 0 6		
病棟No.30	1 9 0 6		
病棟No.31	1 9 0 6		
病棟No.32	1 9 0 6		
病棟No.33	1 9 0 6		
病棟No.34	1 9 0 6		
病棟No.35	1 9 0 6		
病棟No.36	1 9 0 6		
病棟No.37	1 9 0 6		
病棟No.38	1 9 0 6		
病棟No.39	1 9 0 6		
病棟No.40	1 9 0 6		

病棟No.41	1 9 0 6		
病棟No.42	1 9 0 6		
病棟No.43	1 9 0 6		
病棟No.44	1 9 0 6		
病棟No.45	1 9 0 6		
病棟No.46	1 9 0 6		
病棟No.47	1 9 0 6		
病棟No.48	1 9 0 6		
病棟No.49	1 9 0 6		
病棟No.50	1 9 0 6		
病棟No.51	1 9 0 6		
病棟No.52	1 9 0 6		
病棟No.53	1 9 0 6		
病棟No.54	1 9 0 6		
病棟No.55	1 9 0 6		
病棟No.56	1 9 0 6		
病棟No.57	1 9 0 6		
病棟No.58	1 9 0 6		
病棟No.59	1 9 0 6		
病棟No.60	1 9 0 6		